

徳島県告示第五十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定した。

令和七年一月二十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	種 類	
YADORIGI合同会社	板野郡藍住町徳命字元村東二二番地二二	訪問看護ステーションやどりぎ	板野郡藍住町徳命字元村東二二番地二二	介護予防訪問看護	令和七年一月一日
合同会社ライフサポ ートりあん	同 矢上字北分六番 四	福祉用具sumik a	同 矢上字北分四一 ―四三	介護予防福祉用具貸与 特定介護予防 福祉用具販売	同